

スマート農業普及推進事業実施要領

令和2年9月18日決裁

令和3年4月1日一部改正

第1 目的

農業の生産現場では、担い手の減少や高齢化が進み、熟練農家の引退の増加が見込まれる一方、1経営体当たりの耕地面積が拡大している。

このため、本県農業が直面する課題の解決に資する先端技術の実証を通じたスマート農業の普及により農作業の「省力化」、「効率化」及び技術や知識の「見える化」の実現を図る。

第2 事業内容

事業実施主体及び事業内容等については別表1のとおりとする。

第3 事業の目標年度

本事業の目標年度は、実証開始年度の2年後とし、その期間内スマート農業技術の実証を行うものとする。

第4 事業実施等の手続

1 実施計画の提出

- (1) 事業の実施を希望する者は、様式1号により事業実施計画書を作成し、住所（法人の場合には事業所）地を所管する農林振興センター所長を経由して知事に2部提出するものとする。
- (2) 農林振興センター所長は、(1)に基づき事業実施計画の提出があった場合、内容を精査し、意見書（様式2号）を付して知事（農業支援課長）に提出するものとする。
- (3) 事業の実施を希望する者は、県から審査等に必要な書類を求められた場合には適宜提出するものとする。

2 事業実施主体の決定

県は、1で提出された事業実施計画書の内容について、別表1の採択要件を満たすと認められるときは、別表2に基づき事業実施計画書ごとのポイントを算出し、別途定めるスマート農業普及推進研究会において意見を聴取した上で、事業実施主体を決定するものとする。

3 事業計画の承認

県は、2で決定した事業実施主体の事業実施計画書について、これを承認し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

4 事業計画の変更

事業実施主体は、事業内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 目標の変更

5 事業の着手

事業の着手（機械等の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式3号の交付決定前着手届を1に準じて知事に提出するものとする。

第5 助成

県は、予算の範囲内において別表1に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表1に定める補助率の範囲内において補助をするものとする。

第6 事業実施状況等の報告

1 実施状況等の報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度におけるスマート農業技術の実証に係る実施状況を、様式4号により、翌年度の5月末日までに第4の1に準じて農林振興センター所長を通じ知事宛て2部提出するものとする。

2 事業の遂行状況の報告

県は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第7 事業の実施基準

事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、技術実証で得られた成果等

に関し、以下のとおり対応するものとする。

- 1 事業実施主体は、地域の農業者等の技術・経営の高度化に資するため、県の指導に基づき、個人情報や知的財産権の取得に当たり支障がある情報等を除き、可能な限り本事業で得られたデータやノウハウ等の成果の公開及び普及に協力するものとする。
- 2 県は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を県が公表する場合は、事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。
- 3 本事業により取得した事業成果等は、県に帰属するものとする。
ただし、1及び2の公表の対象となった事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

第8 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事業実施主体	事業内容及び補助対象経費	採択要件	補助率
県内に居住する 農業者、県内に 事業所を置く農 業法人、農業協 同組合 等	<p>1 事業内容 モデル経営体としてスマート 農業技術を実証するために必要 な経費の支援を行う。</p> <p>2 補助対象経費 (1) スマート農業技術の実証に 係る機械及びその付帯施設等 (2) スマート農業技術の実証に 係るシステム等 (3) その他、知事が特に必要と 認める経費</p>	<p>1 別途定める「モ デル経営体選定基 準」を満たすこと が見込まれること</p> <p>2 実証を通じて地 域へ普及する役割 を担うと見込まれ ること</p>	補助対象経費 の2分の1以 内（なお、補 助金を含めた 標準事業費は 1,000万円 とする。）

別表 2 ポイント計算基準

項目	評価基準	ポイント 数
1 実施体制	「モデル経営体選定基準」の1について（相対評価）	1～5
2 実証する技術	「モデル経営体選定基準」の2について（相対評価）	1～5
3 達成目標	「モデル経営体選定基準」の3について（相対評価）	1～5
4 実証計画	「モデル経営体選定基準」の4について（相対評価）	1～5
5 県等と情報共有 するデータ	情報共有が必要なデータ及び事業を実施するにあたっ て得られるデータについて（相対評価）	1～5
6 S-GAP等の 取組	S-GAP等のGAP認証を取得している場合	2
	S-GAP等のGAP認証を取得する見込みがある場合	1
7 認定農業者等	認定農業者、認定新規就農者の場合	1
8 農業経営のセー フティネットへの 取組	収入保険、農業共済等(事業対象品目が補償の対象であ ること)に加入している場合、又は、補助事業完了の1 年後までの間に加入する計画を有しており、かつ計画を 有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供すること に同意する場合	1